

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立できるような働きやすい環境を整備するために、以下のような行動計画を策定し、目標の達成に向けた取組みを推進する。

◎ 計画期間：3年間

2020年4月1日～2023年3月31日

目標1：社員のワークライフバランスの促進に向けて、諸制度の拡充を図る。

- ・ 対策：育児休業や子の看護休暇を取得しやすい環境の改善を図るため、所定労働時間が変動した従業員の対応など、その管理方法及び育児休業に関する規程の整備を推進する。

目標2：所定外労働時間削減に向けた働き方改革への取組みを実施する。

- ・ 対策：36協定に定める所定外労働時間の遵守のために、社員の労働時間を継続的に把握し、業務体制及び業務内容の見直しを図る。
- ・ 対策：社員の年次有給休暇の取得推進及び環境整備を図り、年次有給休暇5日取得義務化を遵守・徹底する。

以上